

プロジェクト リース

項目 借手の費用配分の方法に関する再検討

## 本資料の目的

1. 本資料は、借手の費用配分の方法（IFRS 第 16 号の単一モデルか、Topic 842 のリースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類する 2 区分モデルか）について再検討を行うことを目的としている。

## 経緯

2. IFRS 第 16 号の単一モデルか、Topic 842 の 2 区分モデルかについて、第 409 回企業会計基準委員会（2019 年 5 月 13 日開催）及び第 85 回リース会計専門委員会（2019 年 4 月 23 日開催）で審議を行い、その後、第 425 回企業会計基準委員会（2020 年 2 月 12 日開催）及び第 91 回リース会計専門委員会（2020 年 1 月 27 日開催）において、以下のとおり分析している（別紙参照）。

- (1) IFRS 第 16 号と Topic 842 の会計処理モデルの相違は、オペレーティング・リース取引の性格をどのように捉えるのかにより生じているものと考えられるが、オペレーティング・リースの経済的な実態との整合性の観点で、リース契約の形態からは、単一モデルと 2 区分モデルのいずれが適切かは決められないものと考えられる。
- (2) 財務諸表利用者のニーズの観点からは、損益計算書の調整が不要となる点、及び、リース負債を現在価値で測定することと整合的に損益計算書で金利費用が認識される点で、IFRS 第 16 号の単一モデルの方が財務諸表利用者のニーズに適しているように思われる（ただし、米国の財務諸表利用者が米国会計基準に基づく数値の有用性をどのように考えているのかについて、可能であれば把握する。）。
- (3) 財務諸表作成者のニーズの観点からは、2013 年の IASB 及び FASB の再公開草案から 2016 年の両者の基準の最終化までの期間においては、米国会計基準を支持する意見が聞かれたが、最近では、IFRS 任意適用企業を中心として、IFRS 第 16 号と整合性を図るべきとの意見が多くなっているように思われる。
- (4) 財務諸表作成者の適用コストの観点からは、2 区分モデルの方が単一モデルよりコストが少ないとは必ずしも言えないように思われる。したがって、適用上

のコストの観点からは両者のいずれが適切かについて優劣はつけられないものと考えられる。

- (5) これらを踏まえ、リース会計基準の改正は IFRS 第 16 号の単一モデルを基礎として進めていくことが適切と考えられるがどうか。

## これまでの審議で聞かれた意見

3. 単一モデルか 2 区分モデルかについて、前項で示した審議以降、主に次のような意見が聞かれている。

(関連諸法規等との関係)

- (1) 単一モデルと 2 区分モデルを選択する上では、関連諸法規との関係について議論すべきである。

(財務諸表利用者のニーズ)

- (2) 米国会計基準ではオペレーティング・リースについて利息が明示的に計上されないが、米国の財務諸表利用者が米国会計基準に基づく数値をどのように用いているかについて調べる必要がある。

## 事務局の分析

### 関連諸法規との関係

4. 現行のリース会計基準では、リースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類している。税法や倒産法の取扱い等には、リース会計基準における取扱いを参照しているものがある。関連諸法規との関係については、現行の税法や倒産法がファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類を参照していることを考慮すれば、2 区分モデルである Topic 842 のモデルの方が、関連諸法規とは親和性があると考えられる。IFRS 第 16 号の単一モデルを基礎としてリース会計基準を改正する場合、関連諸法規の運用上の参照も変更される可能性があるため、社会的コストが増加する可能性がある。

ただし、リース会計基準を改正するか否かについては、一義的には、財務諸表の利用者に与える有用性で判断すべきものであると考えられる。

5. なお、単体財務諸表においては、関連諸法規とより密接な関係があるため、別途検討を行う。

## 財務諸表利用者のニーズ（米国会計基準の財務諸表を利用する米国のアナリストの行動の分析）

6. 本資料の第3項のとおり、財務諸表利用者のニーズに関して、Topic 842 ではオペレーティング・リースについて利息が明示的に計上されないが、米国の財務諸表利用者が Topic 842 に基づく数値をどのように用いているかについて調べる必要があるとのコメントがあったため検討を行う。

この点、2021 年 6 月に開催された FASB の Financial Accounting Standards Advisory Council（財務会計基準諮問委員会）において、FASB スタッフ（以下「スタッフ」という。）が 2020 年後半に財務諸表利用者に対して実施したアウトリーチの結果が報告されている。ここでは、アナリストがまだ新基準に慣れていない状態での調査結果であることが強調されており、また、2020 年の年次財務諸表の分析が終了した後に、再度アウトリーチが実施される予定であるとされている。

### （Financial Accounting Standards Advisory Council の Handout<sup>1</sup>の概要）

7. アウトリーチでは、利用者が、投資資本利益率（ROE）や総資産利益率（ROA）などの指標に基づくパフォーマンスを測定するモデルに Topic 842 に従って認識された数値を含めているかどうか質問された。
8. 様々な業種に関与している 26 名の利用者（13 の組織）にアウトリーチが実施された。内訳は次のとおりである。

| 利用者のタイプ    | 利用者の数 | 組織数 |
|------------|-------|-----|
| セルサイドアナリスト | 13    | 6   |
| 格付機関アナリスト  | 7     | 3   |
| その他の利用者    | 4     | 2   |
| バイサイドアナリスト | 2     | 2   |
| 計          | 26    | 13  |

<sup>1</sup> [June 24, 2021 FASAC Meeting Handout \(fasb.org\)](https://www.fasb.org/june-24-2021-fasac-meeting-handout)

9. 利用者が Topic 842 で報告されている数値を使用する程度に基づき、次のように分類が行われた。

| Topic 842における数値の利用度 | 利用者の数 | 組織数 |
|---------------------|-------|-----|
| 高程度                 | 11    | 6   |
| 中程度                 | 5     | 2   |
| 限定的                 | 9     | 4   |
| 未定                  | 1     | 1   |
| 計                   | 26    | 13  |

10. スタッフは、次のガイドに基づき分類を行った。

(1) 高程度

Topic 842 に従って認識されたリース負債を調整なしで（又はまれに調整して）モデルに含めるアナリスト

(2) 中程度

Topic 842 に従って認識されたリース負債を日常的に調整しながらモデルに含めるアナリスト

(3) 限定的

Topic 842 に従って認識されたリース負債をモデルに含めない（財務諸表上のリース負債をモデルから除外する）アナリスト

#### 高程度に利用する利用者

11. 6 社のアナリスト 11 名（セルサイド 9 名、バイサイド 1 名、その他 1 名）が、Topic 842 に基づき報告された情報を利用していると回答している。このカテゴリーのすべての利用者が、損益計算書の数値を修正なくモデルに含めていると回答している。

また、財務諸表で報告された負債を使用することは、基本賃料の 5～8 倍としたり、標準化された割引率を使用して将来の最低リース料を割引いたりする従来のモデルより単純であるとしている。

#### 中程度に利用する利用者

12. 2 つの信用格付機関のアナリスト 5 名は、Topic 842 に基づき報告された情報を中程度に利用していると回答している。このカテゴリーに属する格付機関は、すべて

のリースには融資の特徴があると考えており、単一の分類モデルの方がリース取引の経済性をより正確に反映できると考えている。そのため、すべてのリースをあたかもファイナンス・リースであるかのように変換するため、報告された負債と開示された加重平均割引率を用いて、オペレーティング・リースの支払利息を計算し、残りのリース料を償却費に振り分けている。

#### 限定的に利用する利用者

13. 4社の9名のアナリスト（セルサイド4名、その他のユーザー3名、信用格付機関2名）が、Topic 842で報告された情報を限定的に利用していると回答した。このカテゴリーの利用者は、次のように、Topic 842に基づき財務諸表に認識されたリース負債の金額は利用せずに、モデルを使用している。

- (1) セルサイドのアナリストは、①リース料に経済的耐用年数を乗じ、標準化された利率で割引くことにより負債を算定するか、②将来の最低リース料を標準化された利率である5.1%で割引いて負債及びオペレーティング・リースの支払利息を算出し、利息を営業損益に足し戻している。
- (2) フォレンジック・アカウンティング・リサーチ・ファームの利用者は、エクイティ・アナリストである顧客に対して、Topic 842のリース情報を分析から除外するようにアドバイスしている。
- (3) 信用格付けのアナリストは、基本賃料の6～8倍とするなどの方法で負債を推定している。利息を含めてリース関連費用は、営業費用としている。

#### **(Financial Accounting Standards Advisory Council の議論の分析)**

14. 今回26名の利用者に対して実施したアウトリーチの結果について、スタッフからは、調査時点では利用者はまだ新基準に慣れていない状態での調査結果であり、調査を継続することが報告されている。

その上で、Topic 842のオペレーティング・リースに関する計上額に調整を行っていない利用者、Topic 842のオペレーティング・リースに関する計上額について調整を行う利用者、Topic 842のオペレーティング・リースに関する計上額を使用せずに、独自のモデルを利用する利用者に分かれていることが報告された。

15. 現状のアウトリーチの結果のみで、利用者のニーズが単一モデルと2区分モデルのいずれを支持しているのかを判断することは難しいものの、上記の「中程度に利用する利用者」の存在は、利息の調整の観点だけを考慮する場合、単一モデルの方が利用者にとって有用な情報を提供している可能性があるものと考えられる。

**費用配分の方法に関する事務局の再提案**

16. 以上の理由により、引き続き IFRS 第 16 号の単一モデルを基礎として検討を進めることを提案する。

**ディスカッション・ポイント**

第 16 項に記載した事務局提案について、ご意見を伺いたい。

以 上

**別紙 第 425 回企業会計基準委員会（2020 年 2 月 12 日開催）及び  
第 91 回リース会計専門委員会（2020 年 1 月 27 日開催）審議資料  
抜粋**

**IV. リース会計基準改正に関する基本的な方針**

**2. 費用配分の方法**

46. IFRS 第 16 号では、単一の会計処理モデル（以下「単一モデル」という。）が採られているのに対し、米国会計基準（Topic 842）では、従前同様にファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類する 2 区分モデルが採られている。
47. 以下、第 408 回企業会計基準委員会（2019 年 5 月 13 日開催）の資料を再整理して、次の観点から検討を行う。
- 整合性を図る対象に関するこれまでの経緯
  - オペレーティング・リースの経済的な実態との整合性
  - 財務諸表利用者のニーズ
  - 財務諸表作成者のニーズ
  - 財務諸表作成者の適用コスト

**（整合性を図る対象に関するこれまでの経緯）**

48. 2001 年の IASB 発足以前の我が国の会計基準は、主として米国会計基準を対象として国際的に整合させる取組みが行われてきた（金融商品会計基準、退職給付会計基準、税効果会計基準等）。2001 年に IASB が発足した以後は、米国会計基準と IFRS を比較しながら我が国の会計基準を策定してきた（減損会計基準、企業結合会計基準、ストック・オプション会計基準等）。これが 2007 年に IASB と東京合意を公表した以後は、米国会計基準を参考としながらも、基本的には IFRS と整合性を図ってきた。
49. これらを踏まえると、米国会計基準の考え方を採用した方がより我が国の実態に合うことが識別されない限り、基本的には IFRS と整合性を図ることになるものと考えられる。

## (オペレーティング・リースの経済的な実態との整合性)

IFRS 第 16 号及び Topic 842 における論拠

50. IFRS 第 16 号では、借手のリースについて、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースを金融の提供として捉えて<sup>2</sup>（すなわち、使用权の取得の対価を賦払すると捉えて）、使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る金利費用をそれぞれ認識する単一の会計処理モデルが採られている。
51. 国際会計基準審議会（IASB）が単一モデルを採用した主な理由は、次のとおりとされている。<sup>3</sup>
- (1) 最も広範囲の財務諸表利用者に有用な情報を提供する。
    - ① 協議した財務諸表利用者の大半は、リースが借手にとっての資産と「債務類似の」負債を創出すると考えているため、借手が当該負債に係る金利を他の金融負債に係る金利と同様の方法で認識することにより便益を受ける。使用权資産の減価償却を有形固定資産などの他の非金融資産の減価償却と同様の方法で認識することについても同じことが言える。報告された情報に調整を行わない利用者にとって特に有益である。
    - ② 借手は資産及び金融負債と、それに対応する金額の減価償却及び金利を認識する点で、理解が容易である。
    - ③ ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類を残す場合には会計処理を操作するリスクが残るとの一部の財務諸表利用者の懸念に対処できる。
  - (2) 貸借対照表に認識されるすべてのリースを同一の方法で会計処理すると、原資産の性質や残存耐用年数に関係なく、すべてのリースについて借手が資産を使用する権利を獲得するという事実を適切に反映する。
  - (3) 単一モデルは、リースの分類と 2 つの異なるアプローチを会計処理するシステムが不要となる点でコストと複雑性が低い。
52. これに対して、米国会計基準（Topic 842）では、従前同様にファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し、ファイナンス・リースについては減価償却

---

<sup>2</sup> IFRS 第 16 号 BC15 項参照

<sup>3</sup> IFRS 第 16 号 BC51 項参照

費及び金利費用を別個に認識し、オペレーティング・リースについては、通常均等な単一のリース費用を認識する会計処理モデル（2 区分モデル）が採られている。

53. 米国財務会計基準審議会（FASB）が 2 区分モデルを採用した主な理由は、次のとおりとされている。

(1) ファイナンス・リースとオペレーティング・リースでは、リースの経済的便益が異なるため、両者で同一の会計処理としていない<sup>4</sup>。

① ファイナンス・リースは、次の点で経済的に原資産の取得と類似する<sup>5</sup>ため、ファイナンス・リースから発生する使用権資産は他の取得した無形資産（例えば、無形資産のライセンス）と同一の方法で測定する<sup>6</sup>。

ア 借手は、原資産の残存する便益を実質的にすべて取得できるように同資産の使用を支配できる。

イ 借手は、資産の購入のための借入を行った企業と類似する義務が課される。

② これに対して、オペレーティング・リースの借手が取得する権利及び義務は、次の点で、ファイナンス・リースや知的財産のライセンスなどの他の使用権に係る権利及び義務とは異なり<sup>5</sup>、オペレーティング・リースを均等なリース料と引き換えにリース期間にわたってリース物件に每期均等にアクセスする経済的便益を享受するものと捉えて、均等な便益と整合的に、（通常は）単一のリース費用を定額で認識する<sup>7</sup>。

ア 借手は、重要な残存資産に対する権利及びエクスポージャーを有しない。

イ （少なくとも米国においては）倒産時の取扱いが異なる。

(2) すべてのリースをファイナンス・リースと同じ方法で会計処理することは、多くのコストが生じる（米国の財務諸表作成者は、リースの区分をなくすことが大きなコスト削減になるとは考えていない。）。

---

<sup>4</sup> 米国会計基準会計基準更新書第 2016-02 号「リース(Topic 842)」(以下「ASU 第 2016-02 号「リース」」という。) BC56 項参照

<sup>5</sup> ASU 第 2016-02 号「リース」BC57 項参照

<sup>6</sup> ASU 第 2016-02 号「リース」BC66 項参照

<sup>7</sup> ASU 第 2016-02 号「リース」BC68 項参照

## 分析

54. IFRS 第 16 号と Topic 842 の会計処理モデルの相違は、オペレーティング・リース取引の性格をどのように捉えるのかにより生じているものと考えられる。
- (1) IFRS 第 16 号では、使用权対価の賦払いであると捉えられており、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引は同一視されている。
  - (2) Topic 842 では、均等なリース料と引き換えにリース物件に每期均等にアクセスする経済的便益を享受するものと捉えられており、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引は異なる性格であるとされている。
55. この点、以下のような整理も可能と考えられる。
- (1) 仮にオペレーティング・リースから生ずる使用权資産を、有形固定資産と同様の事業用資産と考える場合、確定したコストを規則的に償却する方法が整合する。また、資金調達に要した負債は、通常の借入れと同様に利息法を適用することが整合する。
  - (2) オペレーティング・リースは、通常、資産の使用期間と利息費用の配分期間が同一であり、借入と資産の購入が密接不可分な関係にある点で通常の借入と購入の取引とは異なる特性を有している。よって、リース料総額を資産の取得原価と利息費用に分解せずに総額を定額で配分する会計処理も否定されるべきものではない。また、経営者がキャッシュ・フローを確定させている点を強調した場合も、同様に、定額の費用計上が経営者の意図に適合した会計処理となる。
56. 上記のとおり、オペレーティング・リースの経済的な実態との整合性の観点で、リース契約の形態からは、単一モデルと 2 区分モデルのいずれが適切かは決められないものと考えられる。
57. 次に、我が国のリースの特徴から、両モデルのいずれが適しているかを分析する。これまでの審議において、動産の賃貸借については、少額なものが多くみられるという点を除き、特段、我が国における特徴は聞かれていない（少額なリースについては別途検討を行う。）。
- 一方、不動産の賃貸借については、一般社団法人不動産協会の参考人聴取において、以下の意見が聞かれている。
- オフィス（事務所）の不動産賃貸借について、日本と欧米では相違点が多い。

- IFRS では、「借手が資産の使用による経済的便益のほぼすべてを享受する権利」と「借手が特定された資産の使用を指図する権利」の2つの権利を有する場合に「借手が対象資産を支配している」としているものの、日本の不動産賃貸借の考え方が当該条件にフィットするかについては議論が必要。
- 加えて、貸手は借手が使用できる状態に保つ責任を負っており、この義務が履行されない限り、借手（賃借人：顧客）は無条件に賃料（リース料）を支払うというものではない（未履行契約となり得る。）。
- 日本における不動産賃貸借の金額的・量的な重要性に鑑み、新しいリース基準として策定する場合、法的観点を考慮し、作成者サイドに納得感のあるものが望まれる。また、IFRS の判定フローは原則主義に基づく抽象的な表現で作成されており、判断・解釈が難しい民法／借地借家法等の法律及び日本の商慣習等に照らして容易に判断できる判定フローが望まれる。

一般社団法人不動産協会のご意見のとおり、我が国の不動産賃貸借の慣行が欧米と異なる点が存在する可能性はありえると思われるが、単一モデルと2区分モデルのいずれが適しているのかを決める要因には必ずしもならないように考えられるがどうか。

### （財務諸表利用者のニーズ）

58. IFRS 第16号及びTopic 842公表後の複数の格付機関（Moody's、S&P）における格付手法において、関連する金額が格付機関の分析に重要な影響を与えない場合を除き、リースに関する損益計算書の調整は、次のように行われることが公表されている。<sup>8</sup>

- (1) IFRS 第16号が適用されている場合：Moody's、S&Pの両社とも調整しないとされている。
- (2) Topic 842が適用されている場合：次のとおりリース費用を減価償却費と金利費用に配分するとされている。

① Moody's: 次の算定式に基づき、リース料を支払利息と減価償却費に組み替

---

<sup>8</sup> ムーディーズ・ジャパン株式会社「事業会社の分析における財務諸表の調整」（2018年9月10日）、S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社「格付け規準『事業会社の格付け手法：指標と調整』」（2014年7月31日）及び“What Do New Lease Accounting Changes Mean For Corporate Credit Ratings?”（2018年4月16日、有料会員向け資料）

える。

- リースに係る支払利息＝リース負債×開示された加重平均割引率（リース料を上限とする。）
- リースに係る減価償却費＝リース料－リースに係る支払利息

- ② S&P：リース関連費用を支払利息と減価償却費に分ける。支払利息は、当期及び過年度のリース支払額の正味現在価値の平均に 7%の割引率を乗じて算出する。

59. これまでの審議を通じて、財務諸表利用者からは以下の意見が聞かれている。

- (1) 財務諸表利用者は、財務諸表の比較可能性を高めることを最も重視しており、我が国における IFRS 任意適用企業の増加を踏まえると、国際的な比較可能性だけでなく、国内企業における比較可能性も考慮する必要がある。
- (2) 財務諸表利用者は、個々のオペレーティング・リースについて、企業が有利子負債で物件を調達又は購入したものと同様のものと捉えるか否か判断し、調整を行っているが、その調整の際に、Topic 842 の処理と IFRS 第 16 号の処理のいずれをベースに行うことが容易であるかについて確認する必要がある。
- (3) リース負債を現在価値で測定するのであれば、損益計算書で金利費用が認識される IFRS 第 16 号の会計モデルの方が利用者の分析において一貫性があると考えられる。

60. これらを踏まえると、損益計算書の調整が不要となる点、及び、リース負債を現在価値で測定することと整合的に損益計算書で金利費用が認識される点で、IFRS 第 16 号の単一モデルの方が財務諸表利用者のニーズに適しているように思われる（ただし、米国における投資家が米国会計基準に基づく数値について、可能であれば把握する。）。

#### **（財務諸表作成者のニーズ）**

61. これまでの審議や作成者に対するアウトリーチでは、以下の意見が聞かれている。

- (1) 財務諸表作成者に対するアウトリーチでは、IFRS を任意適用している複数の企業から、日本基準を改正する場合には、IFRS 第 16 号をそのまま使えるようにして欲しいとの意見が聞かれている。

- (2) 日本チェーンストア協会からは、日本国内においても IFRS 任意適用企業が増えてきている状況も考慮し、基本的に IFRS 第 16 号の単一モデルを支持するという意見や、海外子会社が IFRS 第 16 号を適用しているところもあり、できれば IFRS 第 16 号ベースで開発してほしいという意見が寄せられている。
  - (3) 公益社団法人リース事業協会のアンケートでは、仮にわが国リース会計基準が改訂されるとした場合「国際基準モデルよりも、米国基準モデルを評価する」意見が多いとされている。
62. 2013 年の IASB 及び FASB の再公開草案から 2016 年の両者の基準の最終化までの期間においては、財務諸表作成者から米国会計基準を支持する意見が聞かれたが、最近では上記のように、IFRS 任意適用企業を中心として、IFRS 第 16 号と整合性を図るべきとの意見が多くなっているように思われる。ただし、日本基準適用企業からは、あまり意見が聞かれていない。

**(財務諸表作成者における適用上のコスト)**

63. 単一モデル及び 2 区分モデルに関する適用上のコストについて、これまでの企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会における審議の過程では、主に、次の意見が聞かれてきた。
- (1) どちらの会計処理モデルを採用する場合でも、使用权資産及び（割引後の）リース負債を計上するためのシステム改修等のコストを要することとなり、この点では両モデルの適用上のコストに大きな相違はない。
  - (2) 特に減損損失を認識する場合、Topic 842 でもファイナンス・リースと同様の処理が求められるため、2 区分モデルは必ずしも簡便とはならない（オペレーティング・リースは比較的短期であり減損損失が認識されるケースは限定的であるため、2 区分モデルの方が簡便であるとの意見も聞かれる。）。
64. ASU 第 2016-02 号「リース」の結論の根拠では、2 区分モデルを採用する Topic 842 を適用すれば、オペレーティング・リースの費用処理を変更するためのシステムの刷新、プロセスの変更及び税法上の取扱いが会計上の取扱いと乖離した場合に生じるコストが回避可能であり（ASU 第 2016-02 号「リース」 BC49 項(c)）、当初は、従来注記していたものを（現在価値計算は必要であるものの）オンバランスするだけであるためにコストが少ないとの想定が聞かれたが、前項のとおり、オンバランスすることで、内部統制等の要求レベルが上がり、追加でシステム対応が必要となり、実際の適用では当初想定以上にコストがかかったとの意見も聞かれる。

65. これらを踏まえると、2 区分モデルの方が単一モデルよりコストが少ないとは必ずしも言えないように思われる。したがって、適用上のコストの観点からは両者のいずれが適切かについて優劣はつけられないものと考えられる。

**(費用配分の方法に関する提案)**

66. 上記に分析したとおり、「オペレーティング・リースの経済的な実態との整合性」及び「適用上のコスト」の観点からは両者のいずれが適しているかについて優劣はつけられないと考えられる一方、「財務諸表利用者のニーズ」及び「財務諸表作成者のニーズ」からは単一モデルを支持する意見が多い。
67. 「整合性を図る対象に関するこれまでの経緯」では、現状、米国会計基準を参考としながらも、基本的には IFRS と整合性を図ってきており、米国会計基準の考え方を採用した方がより我が国の実態に合うことが識別されない限り、基本的には IFRS と整合性を図ることになるものと考えられるとしている。前項の状況を踏まえると、特段、米国会計基準の考え方を採用した方がより我が国の実態に合うことが識別されていないものと考えられる。
68. したがって、リース会計基準の改正は IFRS 第 16 号の単一モデルを基礎として進めていくことが適切と考えられるがどうか。

**ディスカッション・ポイント**

借手の費用配分の方法については、IFRS 第 16 号の単一モデルを基礎としてリース会計基準の改正を進めていくとの事務局の再提案について、ご意見を頂きたい。

以 上